

## 別表六（二）付表五の記載の仕方

### 1 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において法第69条（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- (2) 当該事業年度において法第64条の4第1項から第3項まで（公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額3」の欄は、これらの規定を適用しないで計算した所得金額又は欠損金額を記載します。
- (3) 「20」から「24」までの各欄及び「26」から「29」までの各欄は、「加算前国外所得金額19」の欄の金額が0を超える場合にのみ記載します。
- (4) 「32」から「34」までの各欄は、「調整前控除限度額31」の欄の金額が0を超える場合にのみ記載します。

### 2 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において地方法人税法第12条（外国税額の控除）（第2項を除きます。以下(1)において同じです。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- (2) 「課税標準法人税額36」の欄の記載に当たっては、「(別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9の㉒」+「9の㉔」)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- (3) 「40」から「42」までの各欄は、「調整前控除限

度額39」の欄の金額が0を超える場合にのみ記載します。

### 3 通算法人の防衛特別法人税控除限度額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（(2)ロにおいて「特別措置法」といいます。）第16条（外国税額の控除）（第2項を除きます。以下(1)において同じです。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します
- (2) 「課税標準法人税額44」の欄の記載に当たっては、次によります。

イ ロに規定する加算された金額がある場合以外の場合には、「又は((別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9の㉒」+「9の㉔」)) $\times$  $\frac{\text{別表一「67」}}{\text{別表一「45」}}$ 」を消します。この場合において、「(別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9の㉒」+「9の㉔」)-(別表一付表「9」)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

ロ 当該課税事業年度の特別措置法第10条第1号（基準法人税額）に定める基準法人税額のうち防衛特別法人税に関する政令第3条第5項第1号（外国税額の控除限度額の計算）（同令附則第2条第2項（旧貸借資産税額加算規定の適用がある場合における防衛特別法人税額の計算の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に規定する税額加算規定により加算された金額がある場合には、「((別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9の㉒」+「9の㉔」)-(別表一付表「9」))又は」を消します。この場合において、「((別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9の㉒」+「9の㉔」)) $\times$  $\frac{\text{別表一「67」}}{\text{別表一「45」}}$ 」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てます。  
(3) 「48」から「50」までの各欄は、「調整前控除限

度額47」の欄の金額が0を超える場合にのみ記載します。